平成２９年（フ）第５５９号
大阪府泉南市中小路３丁目１番１―403号、前住所大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号303号
債務者　ｃａｒｇｒａｃｅこと　片山　　真
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８２号
大阪府阪南市貝掛63番地の３―Ｂ棟305号、前住所大阪府泉佐野市南中樫井310番地18―306
債務者　阪井　由衣（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０８号
大阪府和泉市伯太町１丁目11番19―403号
債務者　野﨑　淳一
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０９号
大阪府和泉市伯太町１丁目11番19―403号
債務者　野﨑　直子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅２―208
債務者　薗田　亜美
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
大阪府泉大津市要池住宅４番808号、住民票上の住所大阪府富田林市中野町３丁目795番地１
債務者　高田有子こと　ＫＩＭ　ＭＩＳＯＯＫ　金　　美淑
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
大阪府和泉市いぶき野３丁目５番11―804号
債務者　二井　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
大阪府和泉市のぞみ野３丁目13番38―201号
債務者　松本　　環
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
大阪府岸和田市下野町２丁目11番３―320号
債務者　杉本　洋一
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３号
福岡県大牟田市大字田隈448番地12
債務者　藤川真由美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３４号
札幌市清田区美しが丘５条６丁目４番12号
債務者　柴田　節子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０号
札幌市北区北18条西６丁目２番36―102号
債務者　千葉　玲子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４５号
札幌市白石区菊水５条３丁目１番12号　５・３ビル101号
債務者　渡辺　敬太
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１号
札幌市中央区北２条西14丁目１番地１　ダイアパレス北２条402号
債務者　高田佳世子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７１号
釧路市若松町16番２号　栄マンション２階１号、申立前の住所釧路市大川町３番27号　及川アパート15号
債務者　櫻田　良則
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１５５号
千葉県山武市木原207番地２
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６７号
新潟県三条市島田３丁目９番４号
債務者　田邉　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで　新潟地方裁判所三条支部